単　　独

設　　計　　図　　書

（特記仕様書・位置図・工事数量総括表）

2026 年度施行

第二呼人川外河川整備工事

網走市

特　　記　　仕　　様　　書

特 記 仕 様 書

20　一般事項

01　適用

01　共通仕様書

当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。

02　土木工事積算基準等

１　当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。

（１）一般土木工事

「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」

（２）漁港工事

「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（３）下水道工事

「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

２　「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。

（１）機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。

（２）特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。

（３）上記（１）（２）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。

３　「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。

４　当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。

（１）一般土木工事

「土木工事数量算出要領」

（２）漁港工事

「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（３）下水道工事

「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

特 記 仕 様 書

５　本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算要領」に基づき作成している。

６　特記仕様書に記載されていない事項について
　図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和7年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和7年版（各工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という。）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（最新版）」による。

03　概数

１　「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。

２　概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
　なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

３　「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。

４　当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

５　当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

６　当該工事の、河川土工、法覆護岸工、法面工、仮設工において概数による発注であるため、必ず現地測量等を行い数量を確定させてから施工すること。

05　参考図

　平面図及び標準断面図は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項を指定するものではない。
　また、施工において、測量設計が必要な場合は監督員と協議を行う事。

特 記 仕 様 書

16　CALS/EC（率に含まれる場合）

１　電子納品

（１）当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き（案）【工事編】（以下、「手引き【工事編】」という）に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難い場合には、協議の上、従来の納品とする。

（２）工事完成図書は、手引き【工事編】に基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）で1部提出する。なお、手引き【工事編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

21　工程関係

13　完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日工事

01　【令和8年10月1日以降の入札に使用】完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日工事【現場閉所】の実施について【空港工事】

１．本工事は、完全週休２日（土日）及び月単位の「週休２日工事」の対象工事である。

２．受注者が完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工を行わなければならない。

３．完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。

月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間及び夏期休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

４．現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

５．完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。

特 記 仕 様 書

６．週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

７．週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。

１）受注者は、週休２日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

２）受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

８．週休２日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

９．現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。

１）現場の閉所状況

上記５に示した現場の閉所状況を達成した場合。

２）補正方法

当初予定価格では、月単位の４週８休の補正係数を各経費に乗じている。

休日率の達成状況を確認後、完全週休２日を達成した場合は、完全週休２日（土日）の補正係数に設計変更をする。

なお、月単位の４週８休に満たないものについては、補正を減ずる設計変更をする。

ただし、週休２日工事実施要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「完全週休２日」、「月単位の週休２日」、「通期の週休２日」）に対して判断する。

よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。

※ 設計変更の事例：週休２日工事実施要領[別紙－１：７補正方法] を参照

ホームページURL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html

【補正係数】

完全週休２日（土日）

・共通仮設費率　　１．０２

・現場管理費率　　１．０３

４週８休以上（月単位）

・共通仮設費率　　１．０１

・現場管理費率　　１．０２

１０．週休２日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

27　建設副産物・廃棄物関係

01　発生土の工事間利用・仮置条件

01　発生土の搬出先

当該工事の発生土は、大曲湖畔園地（第二呼人川：片道運搬距離11.5km以下、オンネナイ川：片道運搬距離15.5km以下）に搬出すること。

特 記 仕 様 書

05　副産物・廃棄物の処理条件

03　建設副産物の処理条件

当該工事の施工により発生する建設副産物の処理については、次のとおりとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1　廃プラスチック（第二呼人川）

(1) 処分場所：三崎産業㈱　網走市字豊郷３６１－２外（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

(2) 運搬距離：片道運搬距離6.0ｋｍ以下

２　発生木材（オンネナイ川）

(1) 処分場所：合同会社WOOD-SMILE　網走市能取港町4丁目2-3（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

(2) 運搬距離：片道運搬距離9.6ｋｍ

３　発生木材（抜根物）（オンネナイ川）

(1) 処分場所：有限会社富栄産業　網走市字東網走50-5（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

(2) 運搬距離：片道運搬距離23.1ｋｍ

30　その他

18　その他

01　設計図書に明示のない取扱い

護岸工の施工は冬期を予定するものとするが、河川に影響を及ぼさない周辺工事については、工期開始後速やかに監督員と協議のうえ、施工に着手するものとする。（第二呼人川）

特 記 仕 様 書

設計図書に定めのない事象が生じた場合は、工事監督員と別途協議をすることとし、必要に応じて設計変更を行う。